

日本青年心理学会研究委員会アーカイブズデータ利用規約

- 第1条 青年理解に貢献することを目的とし、データは学術目的で分析することかつその結果を公表すること以外では使用しない。
- 第2条 個々の調査回答者を特定するような分析は行わない。
- 第3条 取得したデータについて、第三者（申請者および共同利用者に含まれていない人物）への再配布を行わない。また、データの保管・管理は責任をもって行う。
- 第4条 申請者および共同利用者は日本青年心理学会会員に限る。申請者が大学院生の場合は、指導教員の署名・捺印が必要になる。指導教員は非会員でも構わない。ただし、非会員である指導教員を第一著者として、アーカイブズのデータを用いた分析結果等を公表することはできない。
- 第5条 アーカイブズのデータを用いた分析結果等を公表する場合、「日本青年心理学会研究委員会アーカイブズを活用した」などの一文を記載し、公表した出版物の情報を日本青年心理学会研究委員会へ e-mail で報告する。
- 第6条 日本青年心理学会研究委員会がアーカイブズのデータを用いて公表した結果と類似する結果を公表する際は、研究委員会による結果を引用して明示する。引用元が不明な場合は、研究委員会アーカイブズ担当まで問い合わせること。
- 第7条 データの利用期限は、データ送付時から原則3年以内とする。データ利用が3年を超過する場合には、利用申請時に申し出ること。
- 第8条 アーカイブズのデータの利用期間内に、利用申請書の内容（申請者所属、利用期間等）について変更が生じた場合には、速やかにその旨を日本青年心理学会研究委員会に e-mail で連絡する。
- 第9条 研究終了後は、速やかにアーカイブズのデータを破棄する。所属機関におけるデータ保管の取り決めがある場合には、利用申請時に申し出ること。
- 第10条 データの利用、またはデータ利用に基づく解釈や結論に対して、日本青年心理学会および日本青年心理学会研究委員会に何らの責任もないことを認める。
- 第11条 アーカイブズデータを用いた研究の全ての過程において、日本青年心理学会倫理綱領を遵守する。
- 第12条 以上の利用規約に違反した場合には、申請者は当該データの利用停止ならびに破棄するとともに、日本青年心理学会研究委員会は申請者に対してアーカイブズの今後の利用を拒否し、状況に応じた措置を講じることがある。